

養護者による障害者虐待への対応に関する市町村における体制整備に関する研究

○ 筑波大学 大村美保 (会員番号 6979)

キーワード：障害者虐待 養護者 市町村における体制整備

1. 研究目的

障害者虐待分野においては、虐待の相談・通報件数や認定件数が児童虐待分野と比較して少なく、養護者による障害者虐待への対応経験には市町村によって大きな差があると推測される。加えて、市町村職員の異動の状況や専門職の採用状況等によって、虐待対応への体制は市町村ごとに大きく異なっていると考えられる。しかし、市町村における障害者虐待対応体制については未だ明らかにされていない。そこで、本研究では、市町村における障害者虐待防止にかかる対応実績、体制、虐待対応に関する意識を把握するためのアンケート調査を行い、今後の体制整備における課題を検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

調査対象 全国 1797 の市町村から、平成 22 年国勢調査による人口データをもとにランダムサンプリングを行い、400 の市町村を対象として抽出した。

調査方法及び手続き 障害者虐待を担当している市町村役所の部署に対して質問紙を郵送し、後日回収した。

調査項目 調査項目は全 33 項目であり、市町村における障害者虐待対応の体制及び対応実績、障害者虐待防止のための体制整備、市町村としての負担についての質問により構成した。

分析方法

(1) 数量データ：SPSS Ver. 22 を使用し、統計的に分析した。

(2) テキストデータ：形態素解析ソフトである茶筌を用いて、形態素解析を行ったうえで、SPSS Ver. 22 を使用し統計的に分析した。

3. 倫理的配慮

筑波大学人間系倫理審査委員会の倫理審査を経た。回答データはコード化し個人を特定できない数値・記号等として、特定の USB メモリーに保存した上、施錠できるロッカーに保存した。

4. 研究結果**1. 職員体制及び対応実績**

市町村の職員体制について、人口規模とのクロス集計を行った結果、人口 1 万人未満の小規模市町村のうち、担当職員数の配置が 1 人のみである市町村が 48.8%と約半数を占めていた。さらに、人口 1 万人未満の市町村のうち 42.9%の市町村が行政職採用職員 1 人で障

害者虐待対応を担当していた。平成24年度から26年度における相談・通報件数について人口規模とのクロス集計を行った結果、人口1万人未満の市町村のうち87.5%が件数なしであった。人口1万人以上5万人未満の市町村においても46.6%が件数なしであった。

2. 障害者虐待防止のための体制整備

障害者虐待防止のための体制整備程度（4件法）について因子分析を行った結果、「Ⅰ. 広報・啓発」、「Ⅱ. 虐待ケース対応」、「Ⅲ. 他部署・他組織との協働」の3因子が抽出された。「Ⅰ. 広報・啓発」及び「Ⅱ. 虐待ケースの対応」それぞれの下位尺度得点の平均値を目的変数とするステップワイズ法による重回帰分析を行った。独立変数として人口、担当職員数、3年間における相談・通報件数の合計、3年間における認定件数の合計、担当職員のうち専門職員の割合、回転率の6変数を投入した。分析の結果、「Ⅰ. 広報・啓発」において説明変数として有意であった変数は「人口」のみ（ $\beta = 0.252$, $p < .01$ ）、「Ⅱ. 虐待ケースの対応」において説明変数として有意であった変数は、「専門職員の割合」及び「相談・通報件数の合計」（専門職員の割合： $\beta = 0.348$, $p < .01$ 、相談・通報件数の合計： $\beta = 0.247$, $p < .01$ ）であった。

3. 市町村における障害者虐待対応への意識

養護者による障害者虐待対応への市町村における負担は、「虐待の定義や判断」が最も大きな要因として挙げられ、次いで、「虐待者への対応」「被虐待者への対応」「体制・人材の問題」であった。

5. 考察

（1）職員体制及び対応実績

特に小規模市町村において職員体制の整備が充実していないという結果であり、他機関との協働や職員の研修など、体制整備の不足を補う対策が必要である。

（2）障害者虐待防止のための体制整備

小規模自治体：人口規模が大きい市町村ほど整備が進んでおり、小規模市町村においては整備程度が低い。特に潜在ケースの把握に課題があることが明らかとなり、市町村には広報・啓発活動の充実強化や他機関との連携体制の整備が求められる。

虐待ケースの対応：虐待ケースの対応に関する体制整備状況は専門職員の割合及び3年間の相談・通報件数の合計により説明されたことから、知識や経験の蓄積・活用が重要である可能性が示された。都道府県の積極的な関与及び都道府県のバックアップによる専門職員の配置・活用や、虐待発生を想定した都道府県研修のあり方の検討が求められる。

3. 市町村における障害者虐待対応への意識

市町村における養護者による障害者虐待対応についての負担になる要因の最たるものは「虐待の定義や判断」であった。虐待対応にあたってはケースごとに状況が様々であることから、ケースに応じた適切な判断・対応を行うために、事例検討等を含めた研修や虐待事案が発生した場合のアドバイザーの派遣が求められる。